

# 外国人介護人材の受入れについて

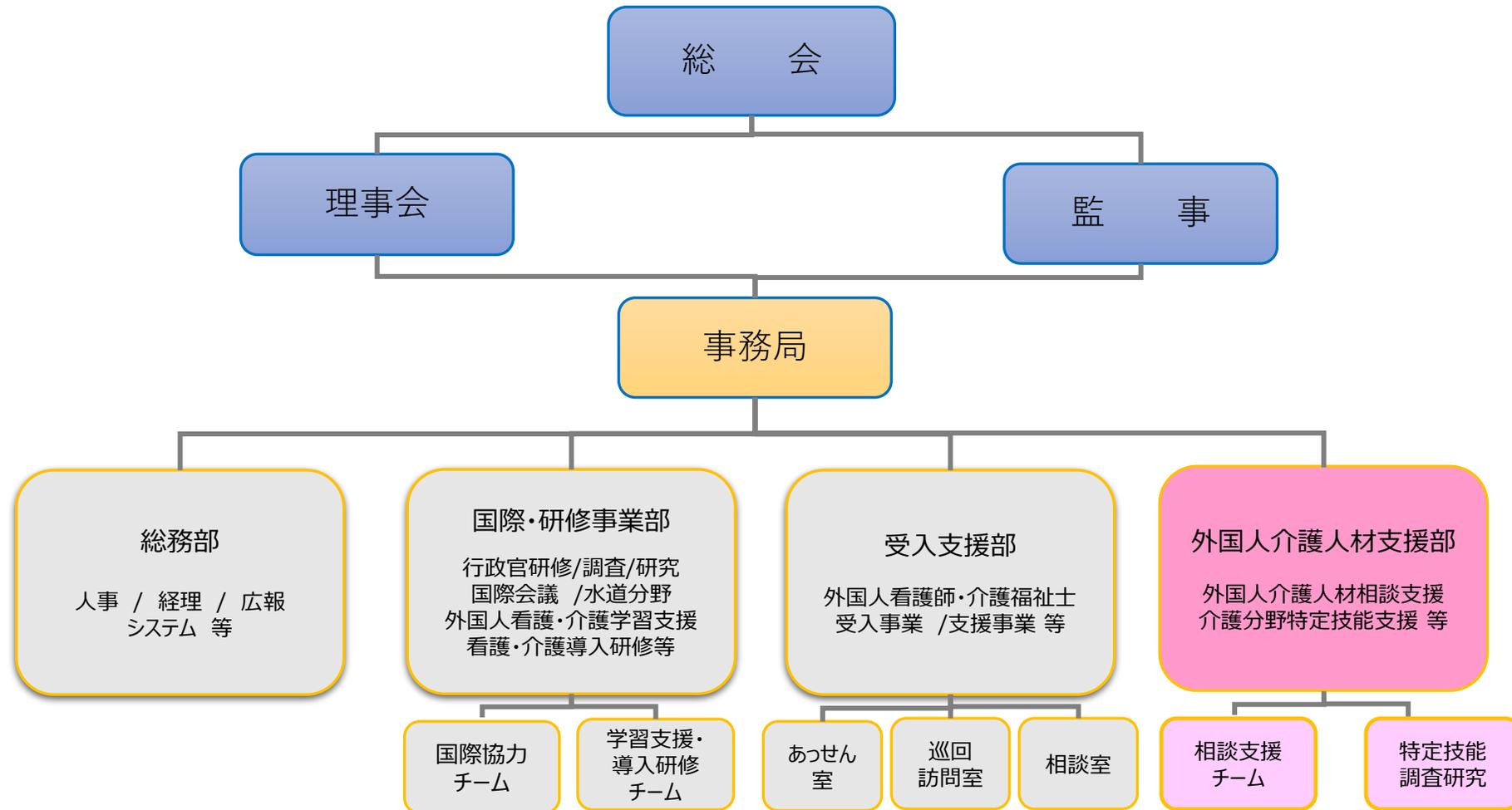
令和3年12月13日

公益社団法人国際厚生事業団 (JICWELS)

外国人介護人材支援部 主任

武井 幸一

# 公益社団法人 国際厚生事業団 法人組織図



本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

## 1. 相談支援の実施等

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。

補助率 定額補助  
実施主体 民間団体(公募による選定)

## 2. 制度説明会及び相談・交流会の開催等

- 介護分野の特定技能外国人の受入れを検討している介護施設等を対象に、特定技能制度の周知のための説明会を開催する。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等を目的とした相談・交流会を開催する。



## 3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

無料相談・  
サポート体制



\* 電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

### ◆2020年度事業内容の一例◆

制度説明会、  
相談・交流会  
の開催状況



# 目次

1. どのような外国人が、  
介護現場で就労しているのか。
2. 外国人介護人材受入れまでの流れ
3. 外国人介護人材受け入れの制度間移動
5. 外国人介護人材受入れにあたっての留意点
6. 学習指導について
7. 参考情報



# 1. どのような外国人が、 介護現場で就労しているのか。



# 外国人介護職員を雇用できる制度

## EPA(経済連携協定)

二国間の経済連携の強化  
介護福祉士国家資格の取得

## 技能実習『介護』

相手国への技術移転

## 在留資格『介護』

専門的・技術的分野への  
外国人労働者の受入れ

## 1号特定技能『介護』

人手不足のための一定の  
専門性・技能を有する  
外国人の受入れ

## 留学生

大学・短期大学・高等専門学校・  
専門学校・日本語教育機関  
等で学ぶ外国人

## 身分系在留資格

# 外国人介護職員を雇用できる制度

## 【EPA候補者】

尼：「高等教育機関（3年以上）卒業+インドネシア政府による介護士認定またはインドネシアの看護学校（3年以上）卒業、もしくはインドネシア国内にある大学の看護学部卒業」

比：「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」  
又は「4年制大学卒業+フィピン政府による介護士認定」

越：3年制又は4年制の看護課程修了

## 【技能実習生『介護』】

＜同等業務従事経験が必要＞

- ・外国にて高齢者・障害者の施設や居宅等で、当該者の日常生活の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験者
- ・外国の看護課程修了者、又は看護師有資格者
- ・政府による介護士認定者
- ・教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込の場合も含む）等。

## 【在留資格『介護』】

＜介護福祉士国家資格取得者＞

※令和8年度までの介護福祉士養成校卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続可。

## 【1号特定技能『介護』】

- ・介護技能評価試験合格者
- ・介護日本語評価支援合格者
- ・日本語能力試験(N4以上)合格又は日本語基礎テスト合格者

※学歴及び介護学習及び経験の有無の条件なし。

## 【在留資格『留学』】

＜資格外活動許可証申請要＞

1週について28時間以内（教育機関の長期休業期間にあつては、1日について8時間以内）

※あくまでの学習が主な在留目的である

## 【身分系在留資格】

＜就労制限がない在留外国人＞

- ・永住者及び永住者の配偶者
- ・日本人の配偶者等
- ・定住者

## 2. 外国人介護人材受入れまでの流れ (EPA・特定技能)

	EPA	特定技能1号 (介護)
受け入れ人数	5,491名 (2021年3月1日現在)	3,947名 (2021年9月末現在)
	各国1年間300名上限	6月末：2,703 (+1,244名)



# EPAに基づく受入れ（就労開始まで） ※2021年度受入れ

## 要件

インドネシア（平成20年度～）

フィリピン（平成21年度～）

ベトナム（平成26年度～）

（看護）インドネシアの看護師資格+実務経験2年  
（介護）「高等教育機関（3年以上）卒業+インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

（看護）フィリピンの看護師資格+実務経験3年  
（介護）「4年制大学卒業+フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

（看護）3年制又は4年制の看護課程修了+ベトナムの看護師資格+実務経験2年  
（介護）3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）

日本語能力試験  
N3以上のみ

受入れ施設と候補者とのマッチング、雇用契約締結

訪日前日本語研修（6か月）

日本語能力試験  
N4程度以上のみ

日本語能力試験  
N5程度以上のみ

出国前オリエンテーション、入国

訪日後日本語等研修・看護（介護）導入研修（6か月）【特定活動】

訪日後日本語等研修・看護（介護）導入研修（約2.5か月）【特定活動】

受入れ施設（病院・介護施設）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

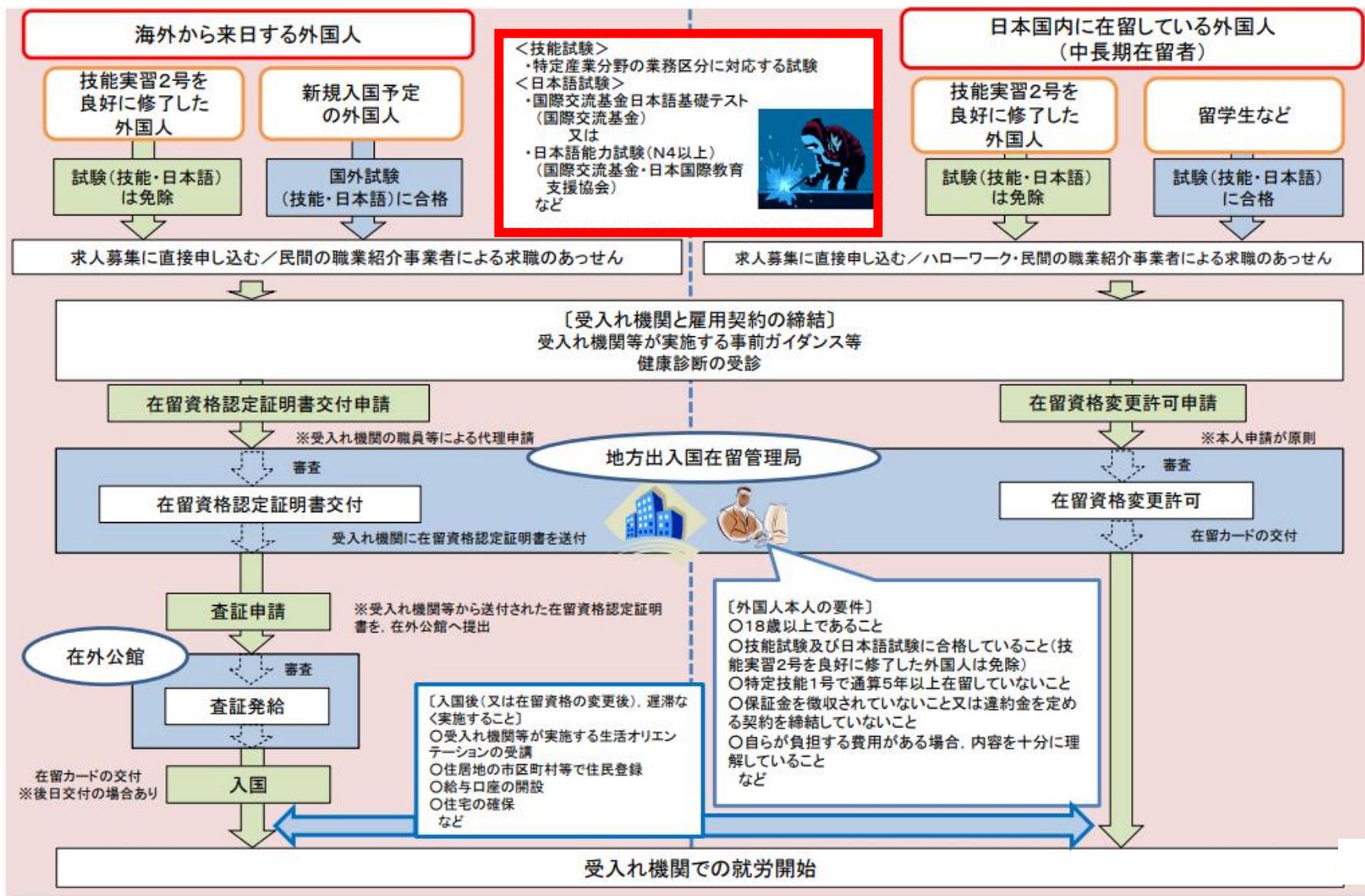
※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びインドネシアにおいては日本語能力試験N4又はN3を取得した候補者は、訪日前日本語研修が免除となります。

※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

# 特定技能1号（介護）に基づく受入れ



# 介護技能評価試験・介護日本語評価試験について

	介護技能評価試験	介護日本語評価試験
問題数 試験時間 試験科目	全45問 60分（学科試験：40問） ・介護の基本（10問） ・こころとからだのしくみ（6問） ・コミュニケーション技術（4問） ・生活支援技術（20問） ・実技試験：（5問） 判断等試験等の形式による実技（写真を掲示し判断させる）	全15問 30分 ・介護のことば（5問） ・介護の会話・声かけ（5問） ・介護の文書（5問）
実施方法	コンピューター・ベースド・テストング（C B T）方式	
受験手数料	1,000円程度	
試験結果の通知	試験終了後、試験会場のコンピュータ画面上で試験結果を表示。 試験実施後5営業日以内を目途に、専用ウェブサイトにおいて、受験者が受験者名、試験名、試験日、顔写真、総合スコア、合否などの情報をスコアレポートとして取得可能。 ※合格基準：問題の総得点の60%以上	
受験資格	17歳以上の者（インドネシア国籍を有する者にあつては、18歳以上とする。） ※ただし、日本国内において実施する試験は、在留資格を有する17歳以上の者）	
試験実施国	日本、カンボジア、インドネシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、タイ、（ミャンマー）	
サンプル問題	<a href="#">厚生労働省ウェブサイト</a>	<a href="#">厚生労働省ウェブサイト</a>
試験言語	日本語、英語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、モンゴル語、ミャンマー語、ベトナム語、タイ語、中国語	指示文の言語を左記の10言語から選択することとなり、問題文や選択肢は日本語で表記



# 特定技能における各国で必要となる手続き等(令和3年5月現在)

	二国間協力覚書	各国で手続き	各国試験実施	試験対応言語
カンボジア	○	○	○	○
タイ	○	○	○	○
ベトナム	○	○	—	○
フィリピン	○	○	○	○(英語)
ネパール	○	○	○	○
インドネシア	○	○	○	○
ミャンマー	○	○	○	○
モンゴル	○	○	○	○
スリランカ	○	—	—	—
バングラデシュ	○	—	—	—
ウズベキスタン	○	—	—	—
パキスタン	○	—	—	—
インド	○	—	—	—
中国	—	—	—	○
日本	—	—	○	○

# 支援計画の概要



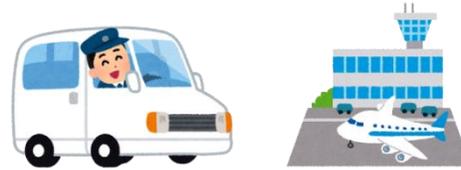
## ① 事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ② 出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③ 住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④ 生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤ 公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥ 日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦ 相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧ 日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨ 転職支援（人員整理等の場合）

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩ 定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



# 受入れ機関と登録支援機関について

新たな外国人材の受入れ及び  
共生社会実現に向けた取組  
(出入国在留管理庁)



登録支援機関登録簿（法務省）



2021年11月26日時点  
6,616件

## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

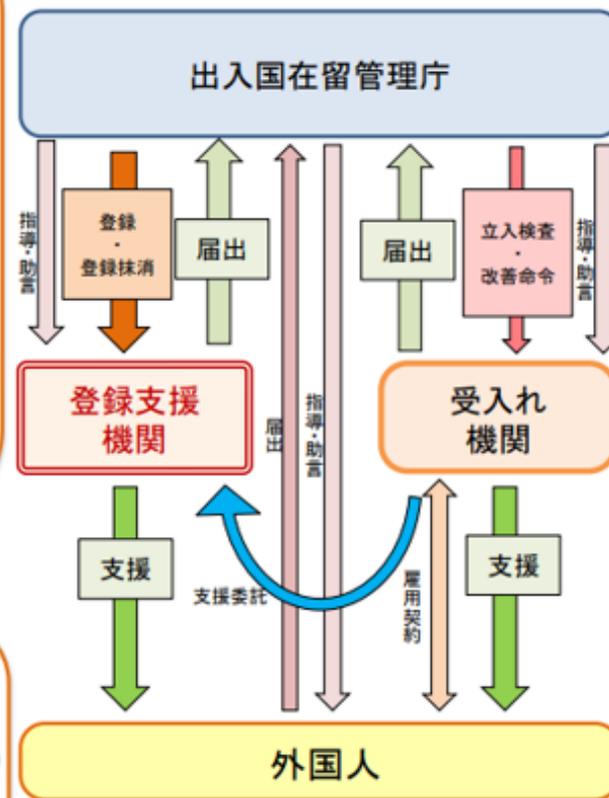
### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

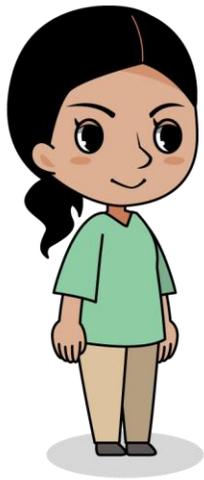
### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

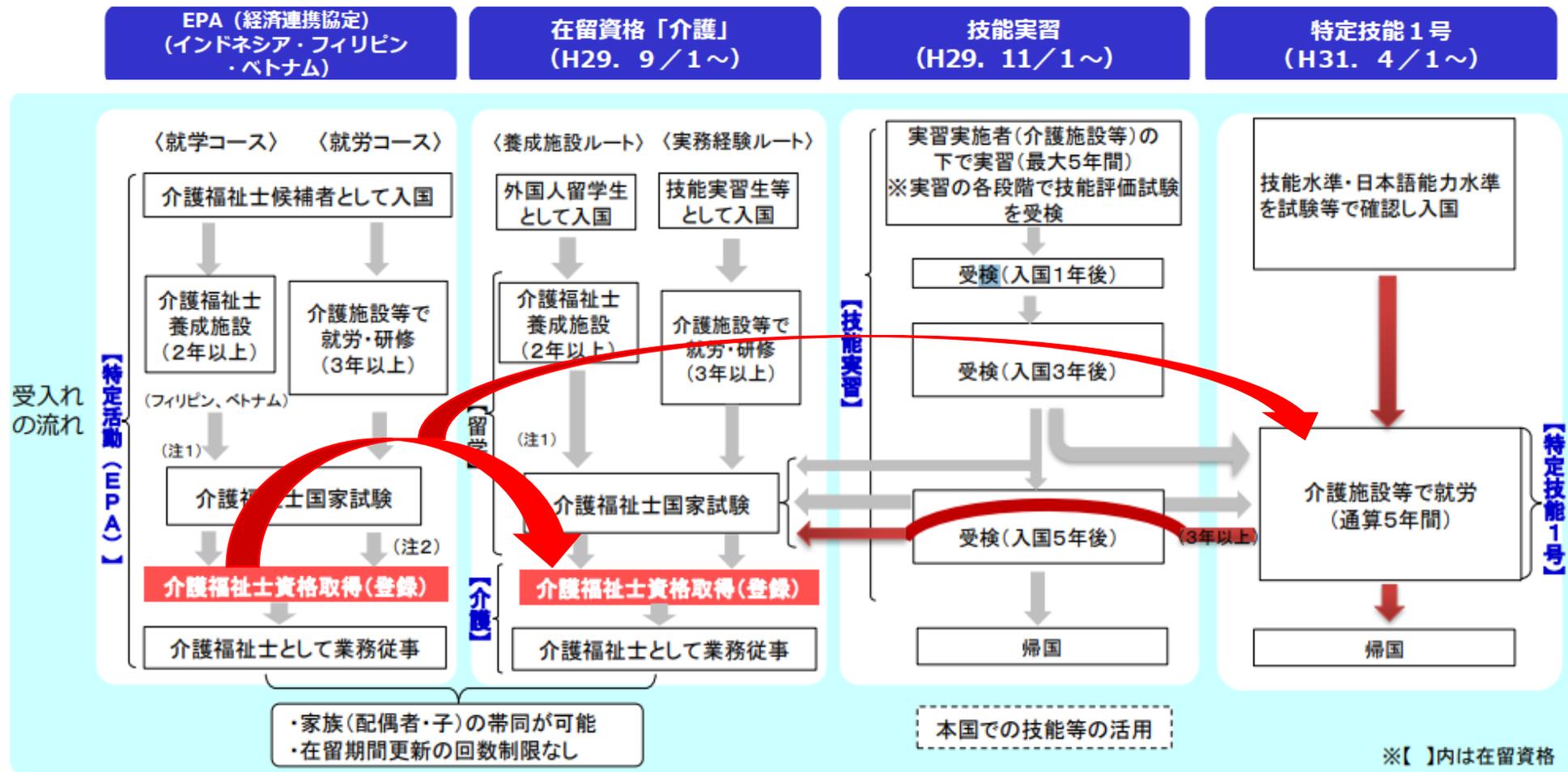
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



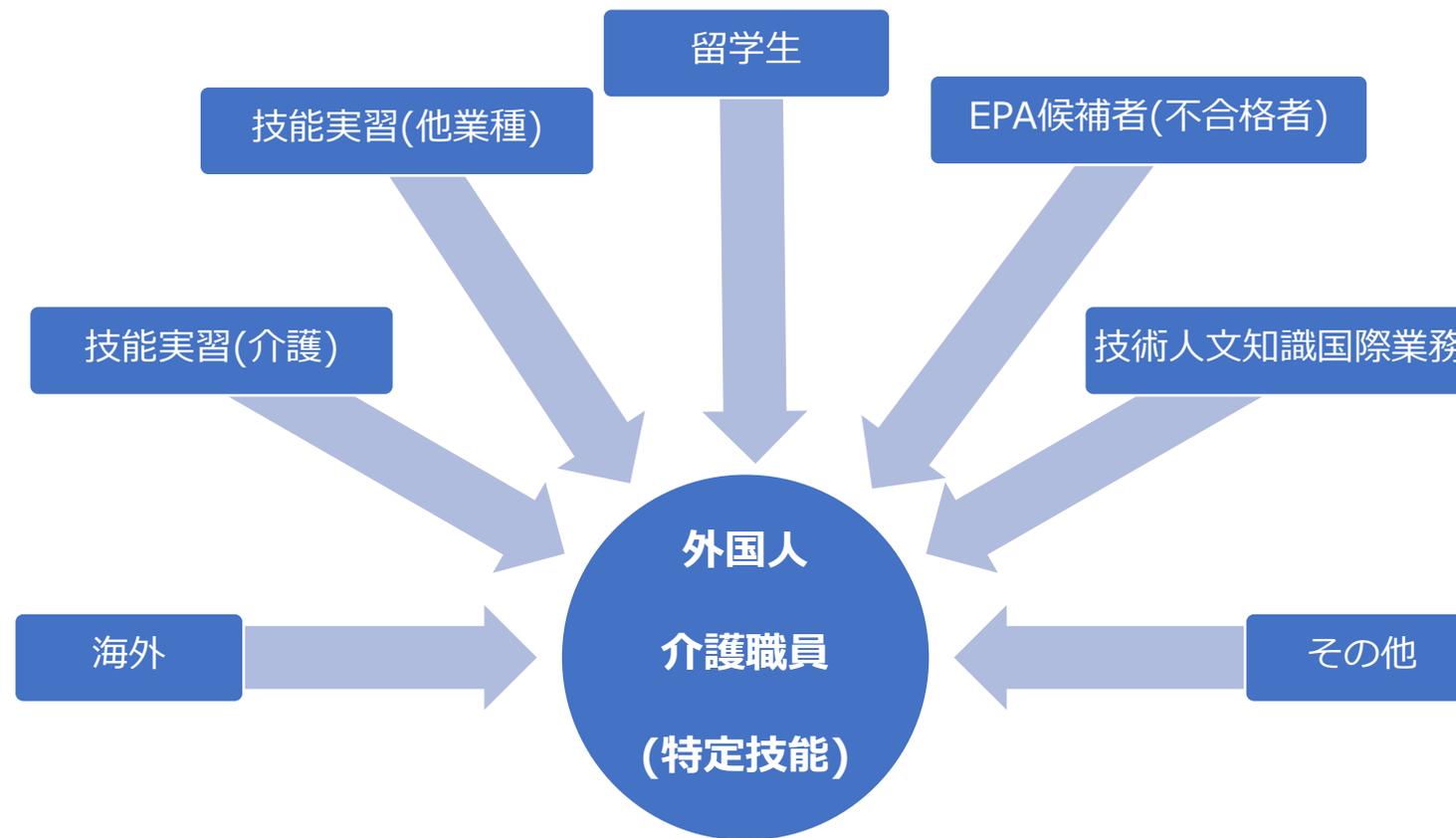
### 3. 外国人介護人材受入れの制度間移動



# 外国人介護人材受入れの制度間移動



# 特定技能 外国人介護職員受入れ経緯



## 4. 外国人介護人材受入れにあたっての留意点



# 外国人材受入れにあたっての留意点

1. 受入れ前の日本人職員等の理解が不可欠
2. 入職までの経緯をしっかりと確認する
3. 契約内容・処遇の話し合いは丁寧に
4. 住環境の配慮は慎重に
5. 外国人材の間での活発な情報交換への対応
6. 海外送金について



# 受入れ前の日本人職員等の理解が不可欠

## 1. 職員・患者（利用者）の事前理解が不可欠なこと

- 受入れ制度の目的や仕組み
- 受入れる国の文化・宗教習慣、など

## 2. 職員等と事前に決めると良いこと

- 学習、生活、仕事面での施設内での役割分担や支援方法
- 国家資格取得のための研修体制や時間等の確保方法
- 一時帰国のための長期休暇への対応方法、など

## 入職までの経緯をしっかりと確認する

1. いつ日本に入国をして、今まで何をしていたのか。

- 登録支援機関や派遣会社に任せきりは良くない。
- すでに在留している外国人は様々な在留経緯がある。

2. 緊急時の体制を確認しておく。

- 母国の緊急連絡先は、法人・施設でもしっかりと把握する。
- 日本に親戚が在留しているのか。仲の良い知人の連絡先を確認する。
- 日本での住まいを把握する。

## 契約内容・処遇の話し合いは丁寧に

### 1. 契約内容・処遇の説明及び履行

- 外国人材は、求人申請時の求人情報や研修計画書等を見て、就労を希望する施設を選び、応募（来日）しています。正確な内容を記載し、採用後は記載どおり実施することが必要です。

### 2. 変更等が生じた場合は、書面等で説明

- 施設全体の就業規則の変更等により、何らかの労働条件の変更がある場合などは、外国人材は日本語の理解や習慣が異なるため、丁寧に説明し、書面等で変更内容を提示することが望ましいです。

外国人材は、説明がわからなくても、頷いてしまうことがあり、後で問題となることもあります。

## 住環境の配慮は慎重に

### EPA介護福祉士候補者の居住環境の状況(看護・介護)

一人暮らし 52.0%

シェアハウス(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室は個別) 44.8%

ルームシェア(候補者・合格者が同じ住居に入居、寝室も共同) 3.2%

※出典：2020年度JICWELS巡回訪問調査

### 【住環境に関する留意点】

- 外国人材のプライバシーの確保が難しい住環境（受入れ施設の宿直部屋、空き部屋など）は避け、外国人材の宗教、文化、習慣、プライバシーに配慮した適切な住居の確保をお願いします。
- 住居のルール（部屋の使い方、公共料金の負担方法、分別ごみの捨て方等）については、受入れ前に外国人材へ十分な説明が必要です。
- 同じ国籍、同性でも生活習慣上の相性があります。
- 受入れ当初は、本人の負担額が節約できるためシェアハウスを希望する外国人材が多いです。
- 自転車初めての外国人材も多いので、交通ルールの説明が必要です。

## 外国人材の間での活発な情報交換への対応

ソーシャルネットワークサービス（SNS）等で他の外国人材の就労場所の給与額、住環境、研修体制等の情報を知った外国人材が、自分の施設について意見・提案をしてくることもある。



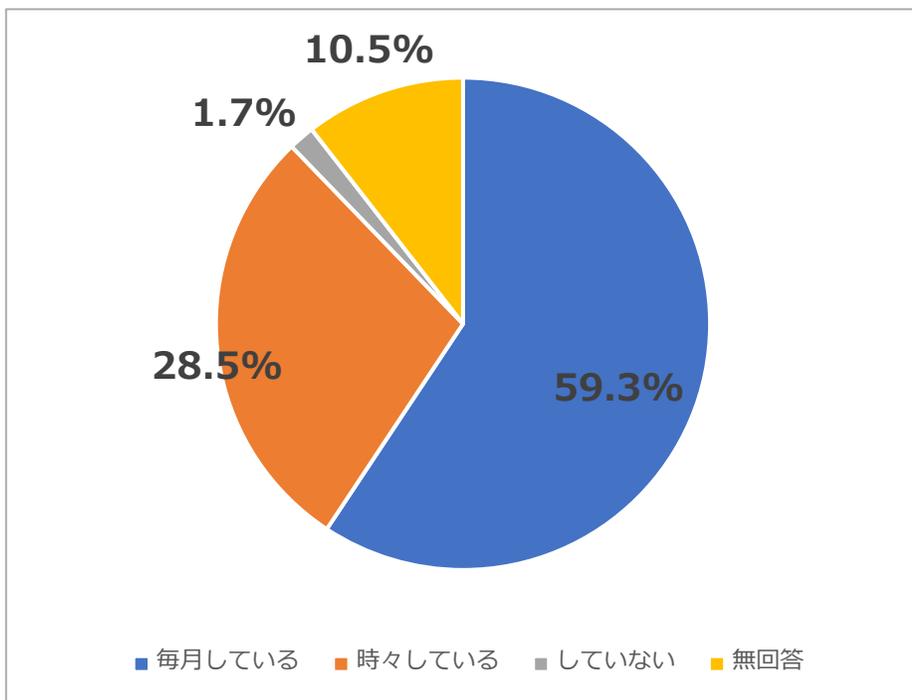
### 【対応策】

労働条件、住環境、研修体制等は、各施設が独自に決めており、さまざまであることを十分に説明しましょう。

## 外国人材受入れでの留意点（6）

# 海外送金について

Q. 母国の家族にお金を送っていますか？



出典：令和元年度 JICWELS巡回訪問結果報告書

## 地下銀行

日本では送金や銀行振り込みなどの為替取引は銀行にのみ認められている。

しかし、正規の銀行よりも手数料が安く、送金が迅速、休日夜間でも送金を行ってくれるなど、利用しやすさから不法就労者や正規の外国人就労者が利用する場合がある。

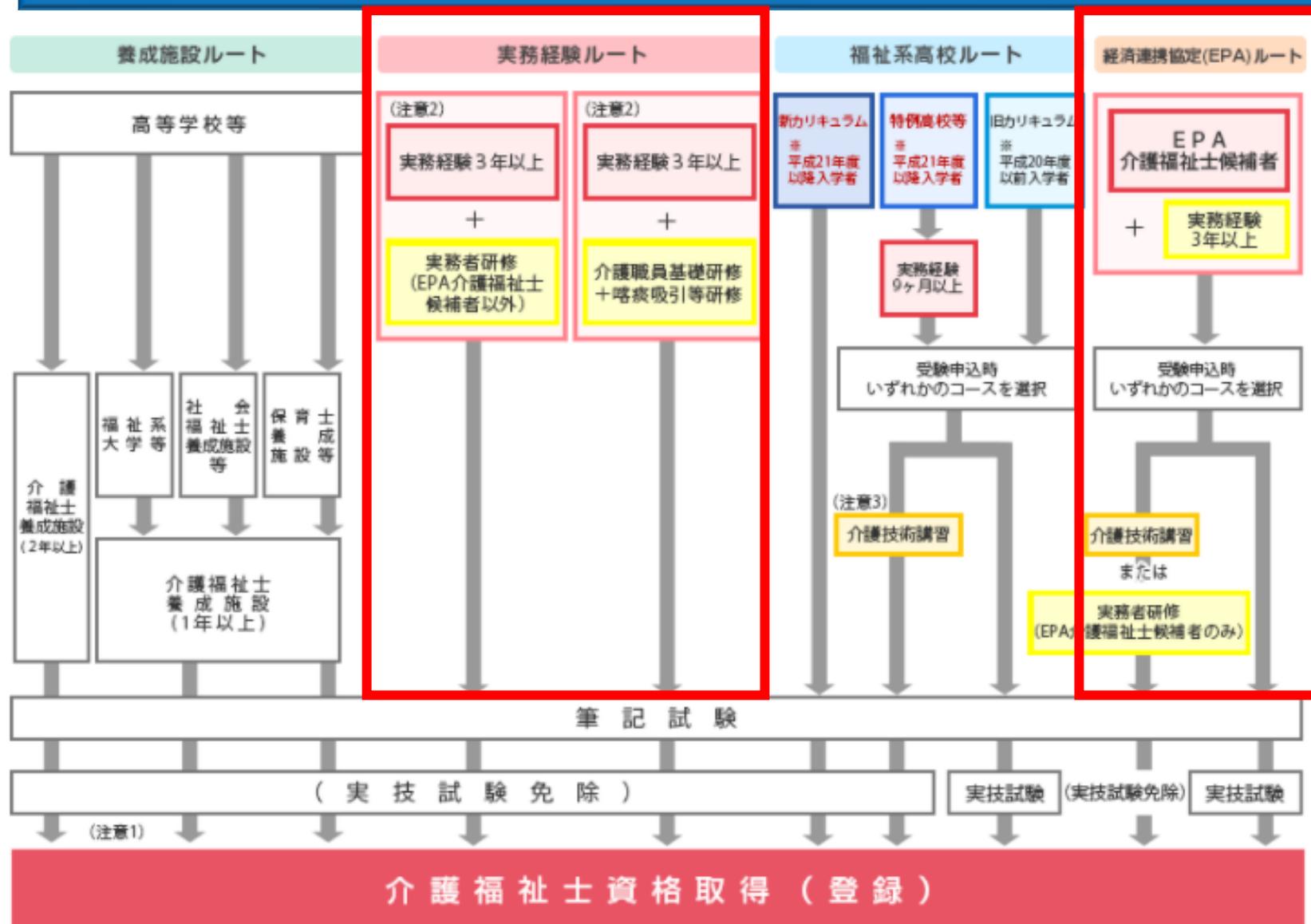
**オリエンテーションの際にしっかりと注意喚起することが重要！**



**外国人の方の預金口座・送金利用について  
参考：金融庁**

## 5. 学習指導について

# 介護福祉士国家試験受験ルート



## 実務者研修

20科目450時間

## 介護技術講習会

8項目4日間32時間

※介護技術講習会受講での資格取得者は、喀痰吸引の業務には従事できないため、別途研修を受ける必要がある。

※EPA候補者として1回以上国家試験を受験して他の在留資格に変更したとしても引き続きEPAルートで受験可能

# 介護福祉士国家試験における優遇措置について

介護福祉士国家試験において「外国国籍を有する・または日本に帰化した人」については、受験申込時に申請をすると下記の得点があります。

①介護福祉士国家試験の試験時間が通常の1.5倍

(通常の試験時間：1時間50分 ⇒ 2時間45分)

②通常の問題用紙に加え、すべての漢字にふりがな付記された問題用紙を配布

③英語を原語とする一部のカタカナ語に英語を併記



# 介護福祉士候補者向け学習教材 (1) (2021年度 国際厚生事業団配布)

## 受入れ施設での研修の手引き



### 標準的な学習プログラム及び 研修の手引き

就労開始から国家試験受験までの具体的な学習プログラムや学習方法をわかりやすく解説した手引き

## 介護導入研修教材



### 介護導入研修教材 (日英尼越対訳)

介護導入研修において使用する教材。

## 介護の漢字・ことば学習・読解練習用教材



### 看護・介護の言葉と漢字 ワークブック やさしい漢字とカタカナ語

基本漢字300字と介護現場で使う基本漢字語彙、カタカナ語の練習。漢字仮名交じり文のディクテーション練習用CD付き。



### 介護の言葉と漢字 ワークブック 言葉の使い方ドリル

受入れ施設の研修担当者研修で要望の高かった言葉の使い方のドリル。「介護の言葉と漢字ワークブック」掲載の10漢字ごとに1ページの練習問題になっている。



### 介護の言葉と漢字 ハンドブック (英語・インドネシア語・ベトナム語版)

介護現場頻出の429漢字、2200語彙を掲載。4種類の索引から漢字、語彙の検索ができ、辞書としても使える。



### 介護の言葉と漢字 国家試験対策 段階別 事例問題読解

介護福祉士国試過去問の「事例問題文」を初級・中級・上級レベルの日本語に書き直した読解練習教材。音読速読練習、介護専門知識の習得にも役立つ。



### 介護の言葉と漢字 ワークブック

「介護の言葉と漢字 ハンドブック」準拠のワークブック。漢字と言葉の練習、確認問題、応用問題、総合問題を掲載。

# 介護福祉士候補者向け学習教材（2） （2021年度 国際厚生事業団配布）

## 介護福祉士国試対策学習用教材



**介護の言葉と漢字 国試対策 ウォーミングアップ**

「介護の言葉と漢字 ハンドブック」で扱っていない介護福祉士国試頻出漢字と語彙、文法問題の捉え方、難漢字語彙の捉え方等、国試対策学習準備のためのハンドブック。



**介護の言葉と漢字 国試対策 ウォーミングアップワークブック**

「ウォーミングアップ」に掲載されている漢字・語彙習得のための練習、練習問題に加えて、読み物、総合問題などで、国家試験対策学習への日本語力を強化する。



**始めよう！外国人のための介護福祉士国家試験対策**

国家試験対策学習への円滑な移行を目的とし、外国人候補者が苦手とする制度を中心に、日本の社会事情などをストーリー化し、イメージできるようにしたもの。言葉のリスト、日本語の問題、介護の内容の問題を各章末に掲載。



**外国人のための介護福祉士国試対策 新カリキュラムI 「人間と社会」「医療的ケア」**

新カリキュラムI「人間と社会」で習得すべき専門知識を外国人候補者にも理解できる易しい日本語、図解、演習問題で学習する教材。また、医療的ケアの内容を、易しい日本語で説明している教材。



**外国人のための介護福祉士国試対策 新カリキュラムII「介護-2」**

「介護」で習得すべき専門知識を外国人候補者にも理解できる易しい日本語、図解、演習問題で学習する教材。



**外国人のための介護福祉士国試対策 新カリキュラムIII「こころとからだのしくみ」**

新カリキュラムIII「こころとからだのしくみ」で習得すべき専門知識を外国人候補者にも理解できる易しい日本語、図解、演習問題で学習する教材。



**外国人のための介護福祉士国試対策 新カリキュラムI・II・III問題集**

「外国人のための国家試験対策新カリキュラムI・II・III」全3冊の学習項目に対応する問題集。

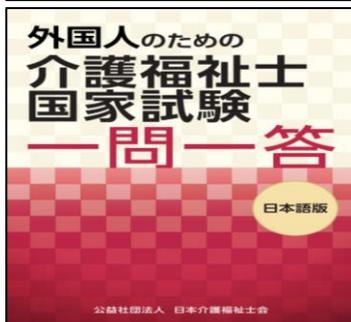


**外国人のための介護福祉士国試対策 新カリキュラムI・II・III これだけは覚えよう！ワークシート**

国家試験問題に正答するために必須の基礎知識をしっかりと定着させるためのワークシート。

# 介護福祉士候補者向け学習教材（3）

## その他学習用コンテンツ



### 外国人のための介護介護福祉士国家試験一問一答

厚生労働省補助金事業にて、公益社団法人日本介護福祉士会が作成  
日本語・英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語  
ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語 全10か国語版あり。



### にほんごをまなぼう Web

日本の介護を学び、現場で働く外国人、そして日本の介護を伝つたえる人のための総合プラットフォームとして、日本語能力の向上、介護現場で必要とされるスキルの習得をとサポートする学習ツール。



### お役立ち情報

国際厚生事業団外国人介護人材支援部のホームページ内に「お役立ち情報」と題して、学習ツールの紹介等を行っています。



## 6. 參考資料

# 外国人介護職員の雇用に関するお問い合わせ先

	問合せ先	電話番号	ウェブサイト
<b>EPA</b>	公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS) 受入支援部	03-6206-1138	
<b>技能実習 「介護」</b>	外国人技能実習機構 (OTIT) コールセンター	03-3453-8000	
	公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO)	03-4306-1100 (代表)	
<b>在留資格 「介護」</b>	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 介護福祉士を目指す留学生のための相談支援 センター	0120-07-8505	
<b>特定技能1号 (介護)</b>	外国人在留総合インフォメーション センター	0570-013-904	
	厚生労働省 社会・援護局 福祉人材確保対策室	03-3595-2617	
	公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS) 外国人介護人材支援部	0120-118-370	

# 各試験に関する問い合わせ先

	問合せ先	HP（問い合わせフォーム）	電話番号
介護技能評価試験 介護日本語評価試験	プロメトリック社		0120-90-7699
日本語能力試験	日本語能力試験 公式ウェブサイト		03-6686-2974
国際交流基金 日本語基礎テスト	国際交流基金		連絡先一覧 

# 水際対策に係る新たな措置

## 厚労省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00318.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html)

ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

↑ ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 水際対策強化に係る新たな措置（19）について

健康・医療

## 水際対策強化に係る新たな措置（19）について

水際対策強化に係る新たな措置（19）について

### 水際対策強化に係る新たな措置（19）について

※本措置については、「水際対策強化に係る新たな措置（20）」に基づき、申請の受付及び審査が令和3年12月31日まで停止となります。

以下、「水際対策強化に係る新たな措置（20）」より抜粋

2. 外国人の新規入国停止

「水際対策強化に係る新たな措置（19）」（令和3年11月5日）（以下「措置（19）」という。）2. に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととする。本年11月30日以降、本年12月31日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国を拒否する。

3. 有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

(1) 「措置（19）」1. に基づく、有効なワクチン接種証明保持者の特定行動に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する審査済証の交付を行わないこととする。

●水際対策強化に係る新たな措置（19）（以下「新たな措置」という。）に基づき、受入責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等）が業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁）から事前に審査を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、「入国・帰国後14日間の自宅待機期間内の行動制限の緩和措置」及び「外国人の新規入国制限の緩和措置」を実施することとなりました。

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

- 健康
- 食品
- 医療
- 医療保険
- 医薬品・医療機器
- 生活衛生
- 水道
- 子ども・子育て
- 福祉・介護
- 雇用・労働



# 介護現場で働く外国人のための相談窓口



## 外国人介護人材 無料相談サポート

相談無料 秘密厳守 三者通話 (通訳サポート)

生活サポート・VISAに関するサポート

日本語学習サポート・労務管理サポート

日本語が難しい! 雇用契約書の内容がわからない!

介護分野でよく使う日本語テキストはありますか?

家族を呼び寄せたいですが、今のVISAで認められますか?

専門家とバイリンガルスタッフが対応します!  
ひとりではやまないうで、相談してくださいね!



# 0120-118-370

対応日時  
月・火・木 (平日のみ)  
9:30~18:00

WEB相談



LINE



Facebook



## JICWELS

ホームページ <https://jicwels.or.jp/fcw/soudan>

<p><b>FREE CONSULTATION SERVICES FOR FOREIGN CARE WORKERS</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Free consultation</li> <li>Confidentiality</li> <li>Three-way call (Interpretation Service)</li> </ul> <p>Daily life • VISA • Learning Japanese • Labor</p> <p>Please feel free to ask our specialists and bilingual staff!</p> <p><b>0120-118-370</b> Monday - Tuesday - Thursday (Weekdays only) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>SUPORTA NG KONSULTASYON PARA SA MGA FOREIGN CARE WORKERS (WALANG BAYAD)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Walang bayad para sa konsultasyon</li> <li>Ligtas na privacy</li> <li>Tawag thru trilingual, computer at interpreter (Interpretation service)</li> </ul> <p>Kabuhayan • VISA • Tulug sa pag-aaral ng Japanese • Personnel/Labour management</p> <p>Pakitamong na lang po sa aming specialists at bilingual staff!</p> <p><b>0120-118-370</b> Lunes - Martes • Huwebes (Weekdays only) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>外国人介護人材無料相談サポート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料相談</li> <li>秘密厳守</li> <li>三者通話 (通訳サポート)</li> </ul> <p>生活サポート・VISAに関するサポート</p> <p>日本語学習サポート・労務管理サポート</p> <p><b>0120-118-370</b> 月・火・木 (平日のみ) 9:30~18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>Гадаадын асрахиийн ажилгад үнэ төлбөргүй зөвлөгөө өгөх дэмжлэг</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Үнэ төлбөргүй зөвлөгөө өгөх</li> <li>Нууцтай чандлан хадгалах</li> <li>Гурван талвай холбогдох ажилчид (Орчуулагчийн дэмжлэг)</li> </ul> <p>Ажлынханы дэмжлэг • Визын тухай дэмжлэг</p> <p>Хөдөлмөрийн менежментийн дэмжлэг</p> <p>Мэргэжлийн бэлтгэл, компьютер, урьдчилсан интерпретатор ажилчидтай хамтран ажиллах</p> <p><b>0120-118-370</b> Давны • Мөнгөн • Пүрэв (Ажлын өдөр) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>
<p><b>विदेशी केयर गिभर कामदारहरूको लागि नि:शुल्क परामर्श सपोर्ट</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>नि:शुल्क परामर्श</li> <li>गोपनीयता</li> <li>शी-वे कल (ट्रांसलेसन सपोर्ट)</li> </ul> <p>जीवनगत सपोर्ट • भ्रमण सपोर्ट • जापानी भाषा सिक्ने सपोर्ट • काम व्यवस्थापन सपोर्ट</p> <p>विम र नेविग ख्यार सपोर्ट गरिने कृपया हामीलाई सम्पर्क गर्न नहिचकिचाउनुहोस्</p> <p><b>0120-118-370</b> सोमवार • मंगलवार • बिहीवार (हप्ताको दिन मात्र) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>သတိပြုရန်အားဖြင့်အခြေခံအားဖြင့်ခရီးသွားဝင်ရောက်ခွင့်ရရှိရန်အတွက်အထောက်အကူပြုမည်ဖြစ်သည်။</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ခရီးသွားခရီးစဉ်အားဖြင့်</li> <li>ကိုယ်ပိုင်အချက်အလက်အရအထောက်အကူပြုမည်ဖြစ်သည်။</li> <li>ဝန်ထမ်းအချက်အလက်အရအထောက်အကူပြုမည်ဖြစ်သည်။</li> <li>အခြေခံအားဖြင့်အထောက်အကူပြုမည်ဖြစ်သည်။</li> <li>အခြေခံအားဖြင့်အထောက်အကူပြုမည်ဖြစ်သည်။</li> <li>အခြေခံအားဖြင့်အထောက်အကူပြုမည်ဖြစ်သည်။</li> </ul> <p><b>0120-118-370</b> တနင်္လာနေ့ • အင်္ဂါနေ့ • ဗုဒ္ဓနေ့ (အချက်အလက်) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>Гадаадын асрахиийн ажилгад үнэ төлбөргүй зөвлөгөө өгөх дэмжлэг</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Үнэ төлбөргүй зөвлөгөө өгөх</li> <li>Нууцтай чандлан хадгалах</li> <li>Гурван талвай холбогдох ажилчид (Орчуулагчийн дэмжлэг)</li> </ul> <p>Ажлынханы дэмжлэг • Визын тухай дэмжлэг</p> <p>Хөдөлмөрийн менежментийн дэмжлэг</p> <p>Мэргэжлийн бэлтгэл, компьютер, урьдчилсан интерпретатор ажилчидтай хамтран ажиллах</p> <p><b>0120-118-370</b> Давны • Мөнгөн • Пүрэв (Ажлын өдөр) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>บริการให้คำปรึกษาฟรีสำหรับชาวต่างชาติ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ให้คำปรึกษาฟรี</li> <li>การรักษารายละเอียดข้อมูล</li> <li>บริการ 3 ภาษา (การแปลภาษา)</li> </ul> <p>การช่วยเหลือด้านชีวิตประจำวัน • การเดินทาง • การขอวีซ่า • การจัดการเอกสาร • การจัดการเอกสาร</p> <p>ผู้เชี่ยวชาญและพนักงานที่พูดภาษาได้ทั้งสามภาษา</p> <p><b>0120-118-370</b> วันจันทร์ • วันอังคาร • วันพุธ (วันทำงาน) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>
<p><b>KONSULTASI GRATIS UNTUK PERAWAT ASING</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Tidak dipungut biaya</li> <li>Rahasia terjaga</li> <li>Panggilan telepon 3 arah (Tersedia penerjemah)</li> </ul> <p>Kehidupan sehari-hari • VISA • Pembelajaran bahasa Jepang • Ketenagakerjaan</p> <p>Pare ahli dan staf bilingual siap membantu anda! Jangan ragu untuk menghubungi kami!</p> <p><b>0120-118-370</b> Senin • Selasa • Kamis (Hanya di hari kerja) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>HỖ TRỢ TƯ VẤN MIỄN PHÍ CHO NHÂN VIÊN CHĂM SÓC NGƯỜI NƯỚC NGOÀI</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Tư vấn miễn phí</li> <li>Bảo mật thông tin</li> <li>Quốc gọi ba người (Hỗ trợ thông dịch)</li> </ul> <p>Hỗ trợ cuộc sống • Hỗ trợ liên quan về VISA • Hỗ trợ học tập tiếng Nhật • Hỗ trợ quản lý lao động</p> <p>Chuyên gia và nhân viên song ngữ sẽ hỗ trợ! Đừng ngần ngại liên hệ, hãy liên lạc để được trợ giúp!</p> <p><b>0120-118-370</b> Thứ hai • Thứ ba • Thứ năm (Chỉ ngày thường) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>外国人介護人材無料相談サポート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料相談</li> <li>秘密厳守</li> <li>三者通話 (通訳サポート)</li> </ul> <p>生活サポート・VISAに関するサポート</p> <p>日本語学習サポート・労務管理サポート</p> <p>専門家とバイリンガルスタッフが対応します! ひとりではやまないうで、相談してくださいね!</p> <p><b>0120-118-370</b> 月・火・木 (平日のみ) 9:30~18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>	<p><b>外国人护理人员免费咨询支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>免费咨询</li> <li>严守秘密</li> <li>三者通话 (语言支援)</li> </ul> <p>生活支援 • 关于签证支援</p> <p>日语学习支援</p> <p>劳务管理支援</p> <p>专家和双语言人员携手合作! 一个人不能做, 请随时寻求帮助!</p> <p><b>0120-118-370</b> 星期一 • 星期二 • 星期三 (仅限工作日) 9:30 ~ 18:00</p> <p><b>JICWELS</b></p>

# 特定技能制度説明会と交流会の開催（2021年度）

**介護分野における 特定技能制度説明動画** Webサイト公開

「介護分野における特定技能制度説明会」は、当事業団webサイトに動画を公開いたします。

予定しておりました当説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場にて開催することを中止することとなりましたので、10月中旬より、順次動画を公開する予定です。

右記のQRコードから「介護分野における特定技能制度説明」動画をご覧ください。  
<https://jicwels.or.jp/fcw/2020tokuteiginou>

**【動画公開時期】**  
 現在、2020年10月中旬から順次動画を公開する予定でございます。

**対象者** 特定技能制度にて介護人材の受け入れを検討している介護施設・事業所関係者

**【注】**  
 本説明会は、特定技能制度および申請手続き等の説明会であり、外国人介護人材の受け入れのための説明会ではありません。本動画を録画・録音、他の配信ツール等での別途配信をすることはご遠慮ください。本サイトのみでのご視聴をお願い申し上げます。

公益 国際厚生事業団 JICWELS  
<https://jicwels.or.jp/fcw>

**ONLINE 集合形式 JICWELS** 参加費無料

介護現場で働く 介護を学ぶ外国人のための **交流会 2021**

今年度はオンラインと集合形式で開催します！

●介護現場で働く外国人（VISAは問いません）  
 ●介護の勉強をしている外国人 ●介護の仕事に興味がある外国人  
 ●福祉系の日本人学生も参加可能  
 ●外国人介護人材を受け入れている施設担当者（集合形式のみ）

開催日	開催形式	時間
第1回 6月16日	オンライン	18:30
第2回 7月12日	オンライン	20:00
第3回 9月9日	集合形式	(各回共通)
第4回 12月14日	集合形式	
第5回 1月20日	集合形式	
第6回 2月18日	集合形式	

10月～11月 日程が決まったらお知らせします！

**交流会のメリット** 交流会に参加すると

- ★同じ分野・同世代との交流を通じて、日本語だけでなく、日本文化に触れることができます
- ★素敵なプレゼントがもらえます ★多くの人と出会えて、友達を増やせます
- ★Facebookの専用グループに招待されます
- ★Facebook LIVEで介護の仕事や勉強に役立つ情報を見ることができます

ホームページから申し込んでください

主催：公益 国際厚生事業団 JICWELS

# SNS 情報配信 (2021年度)

The screenshot shows the Facebook profile of '外国人介護人材相談サポート Free consultation services for foreign care workers'. The profile name is in both Japanese and English. The bio includes the website '@jicwels.or.jp' and identifies them as '介護業者' (Nursing professionals). A blue button says '今すぐ電話' (Call now). The navigation bar includes 'ホーム', 'サービス', '写真', and 'その他'. A post from August 18, 2020, is pinned, announcing online consultations. The post text says: '〜こりゅうかいを オンラインで します! (もしこみ できます) / COVID-19のため、 ことは、こりゅうかいを オンラインで することに なりました! みんなで たのしい コミュニケーションを します。 パソコンや スマートフォンで さんか できます。 ... もっと見る'. The post image shows a meeting with a 'JICWELS' banner and the text 'オンライン交流会 やります' (Online exchange meeting is possible). The post has 9 likes and 4 shares.

【facebook公式ページ】



【LINE公式アカウント】



【YouTube公式アカウント】

